

豊田市市街地再開発事業等補助金交付要綱

(目的)

第1条 この要綱は、豊田市補助金等交付規則(昭和45年規則第34号)に定めるもののほか、第一種市街地再開発事業及び優良建築物等整備事業の施行者に対する補助金の交付に関し、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱における用語の意義は、都市再開発法(昭和44年法律第38号)及び優良建築物等整備事業制度要綱(平成6年6月23日付け建設省住街発第63号)に基づく国の市街地再開発事業等補助要領(昭和62年5月20日付け建設省住街発第47号)又は市街地再開発事業費補助(一般会計)交付要綱(昭和49年6月5日付け建設省都再発第77号)(以下「国の補助要領等」という。)の例によるほか、次に定めるところによる。

(1) 補助対象事業等 国の社会資本整備総合交付金交付要綱及び市街地再開発事業(組合施行、再開発会社施行、個人施行、独立行政法人都市再生機構施行及び地方住宅供給公社施行)等に係る国庫補助採択基準及び実施要領(昭和61年5月30日付け建設省住街発第34号)又は市街地再開発事業費補助(一般会計)採択基準(都市局所管)に適合する第一種市街地再開発事業及び優良建築物等整備事業をいう。

(2) 補助事業者 補助事業を施行する市街地再開発組合、再開発会社、独立行政法人都市再生機構、地方住宅供給公社、特定建築者、施行地区となるべき区域の宅地について所有権又は借地権を有する者の3分の2以上の者が参加している市街地再開発事業準備組織、タウン・マネジメント・センター及び個人施行者のうち、次に掲げる要件を満たす者をいう。

ア 法人等(法人又は団体をいう。以下同じ。)又は個人が、市税を滞納していないこと。

イ 法人等が、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号。以下「暴力団対策法」という。)第2条第2号に規定する暴力団(以下「暴力団」という。)でないこと。

ウ 法人等にあつてはその代表者又は役員が、個人にあつてはその者が、暴力団対策法第2条第6号に規定する暴力団員(以下「暴力団員」という。)でないこと。

エ 法人等にあつてはその代表者又は役員が、個人にあつてはその者が、暴力団又は暴力団員と密接な関係を有する者でないこと。

(補助対象経費)

第3条 補助金の交付対象となる経費は、次に掲げる経費(消費税及び地方消費税に相当する額を除く。)とする。

(1) 市街地再開発事業に係る経費のうち、次に掲げる費用

ア 調査設計計画のための事業計画作成費、地盤調査費、建築設計費及び権利変換計画作成費

イ 土地整備のための建築物除却等費、仮設店舗等設置費、補償費等

ウ 共同施設(空地等、供給処理施設、その他の施設等)の整備費

エ アからウまでの事業に附帯する事務に要する費用で、別表第1に掲げるもの

(2) 優良建築物等整備事業に係る経費のうち、次に掲げる経費

- ア 調査設計計画のための基本構想作成費、事業計画作成費、地盤調査費及び建築設計費
- イ 土地整備のための建築物除却等費、整地費、補償費等
- ウ 共同施設（空地等、供給処理施設、その他の施設等）の整備費
- エ 耐震整備費

(補助金の額)

第4条 補助金の額は、前条各号に掲げる経費の合計額の3分の2以内の額とする。ただし、同条第1号に掲げる経費については、市街地再開発組合設立を前提とした市街地再開発事業準備組織が行う組合設立認可手続きに必要な費用として市長が特に必要と認めた場合は、その全額とすることができる。

2 社会資本整備総合交付金交付要綱に規定する都市・地域再生緊急促進事業にあつては、社会資本整備総合交付金交付要綱により算出した額を前項の額に加算した額とする。

3 第1項又は第2項の補助金の補助対象の範囲及び限度額は、国の補助要領等に準ずるものとする。

(補助金の交付申請)

第5条 補助金の交付を受けようとする補助事業者は、補助金交付申請書に次に掲げる書類を添付し、原則として当該交付を受けようとする年度の6月30日までに市長に提出しなければならない。

- (1) 団体調書
- (2) 役員名簿
- (3) その他市長が必要と認める書類

(補助金の交付決定)

第6条 市長は、前条の規定による補助金の交付の申請があつたときは、その内容を審査し、補助金の交付を適当と認めるときは、予算の範囲内において交付の決定をし、補助金交付決定通知書により、補助事業者に通知するものとする。

2 市長は、前項の決定に当たって必要があると認めるときは、当該決定に条件を付することができる。

3 市長は、本補助金の交付事務に必要な内容に関し、申請者の同意を得た上で、法人・任意団体等の場合は市税の収納状況を、個人・個人事業主等の場合は住民基本台帳の閲覧及び市税の収納状況を確認することができる。

(交付申請の取り下げ)

第7条 補助事業者は、補助金の交付決定通知を受けた場合において、当該通知に係る交付決定の内容又はこれに付された条件に不服があるときは、当該通知を受けた日から15日以内に補助金の交付申請の取下げをすることができる。

2 前項の規定により交付申請の取下げがあつたときは、当該申請に係る補助金の交付の決定はなかつたものとみなす。

(事業内容の変更等)

第8条 補助事業者は、補助金の交付決定通知を受けた後において補助事業の内容を変更（廃止及び中止を含む。）しようとするときは、市長に変更申請書を提出し、その承認を受けなければならない。

2 市長は、前項の変更申請書を受理したときは、変更内容を審査し、第6条第1項の決定を変更することができる。

（変更決定通知）

第9条 市長は、前条第2項の規定により補助事業の内容の変更を承認したときは、変更決定通知書により、補助事業者に通知しなければならない。

（事業完了期日の変更）

第10条 補助事業者は、補助事業が交付決定通知書に記載された期日までに完了しない場合には、遅滞なく完了期日変更報告書により市長に報告し、その指示を受けなければならない。

（実績報告）

第11条 補助事業者は、補助事業が完了（廃止及び中止を含む。以下「完了等」という。）したときは、完了等の日から起算して30日を経過した日又は翌年度の4月10日のいずれか早い期日までに、完了実績報告書を市長に提出しなければならない。

2 補助事業が複数年度にまたがるときは、補助事業者は、毎年度の4月10日までに前年度の年度終了実績報告書を市長に提出しなければならない。

（額の確定及び交付）

第12条 市長は、前条第1項の完了実績報告書が提出された場合は、その内容を審査し、必要に応じ現地調査等を行い、適当と認めるときは、交付すべき補助金の額を確定し、補助金額確定通知書により補助事業者に通知した後に、当該額を交付するものとする。

2 前項の規定にかかわらず、市長が特に必要があると認めるときは、補助事業の完了等の前に補助金の全部又は一部を概算払又は前金払により交付することができるものとする。

（補助金の請求）

第13条 補助金の交付又は概算払若しくは前金払を受けようとする補助事業者は、前条第1項の補助金額確定通知書又は第6条第1項の交付決定通知書を受け取った後に、速やかに補助金交付請求書を市長に提出しなければならない。

（帳簿の備付け）

第14条 補助事業者は、補助事業に関する帳簿を備え、その経理を明らかにするとともに、当該帳簿を保管しておかななければならない。

（交付決定の取消し又は補助金の返還）

第15条 市長は、補助事業者が次の各号のいずれかに該当するときは、補助金の交付決定額の全部若しくは一部を取り消し、又は期限を定めて既に交付した補助金の全部若しくは一部を返還させることができる。

（1）関係法令又はこの要綱の規定に違反したとき。

（2）補助金をその交付の目的以外に使用したとき。

- (3) 第6条第2項に規定する条件に違反したとき。
- (4) 偽りその他不正な手段により補助金の交付を受けたとき。
- (5) 第12条第2項の規定により概算払又は前金払した額が、同条第1項の規定により確定した補助金の額を超えるとき。
- (6) 第2条第2号アからエまでの要件を満たさないことが判明したとき。
- (7) 第18条の規定による情報提供を怠ったとき。

(延納利息)

第16条 補助事業者は、前条の規定により補助金の返還が求められた場合において、当該返還に係る補助金を同条の期限までに納付しなかったときは、豊田市税外収入に係る延滞金条例(昭和39年条例第7号)第2条第1項に規定する割合を乗じて計算した延納利息を市に納付しなければならない。

2 市長は、前項の場合において、期限までに納付しなかったことについてやむを得ない事由があると認めるときは、当該延納利息の全部又は一部を免除することができる。

(書類の様式)

第17条 この要綱における申請書類その他の様式は、国の補助要領等の申請書類その他の様式に準ずるものとする。

(補助事業者の責務)

第18条 補助事業者は、暴力団排除に資すると認められる情報を知ったときは、市、警察署その他の関係行政機関に対し、当該情報を提供するよう努めなければならない。

(委任)

第19条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、都市整備部長が別に定める。

附 則

この要綱は、昭和60年8月5日から施行する。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、平成11年4月1日から施行する。

(要綱の失効)

2 この要綱は、平成14年3月31日限り、その効力を失う。ただし、同日以前にこの要綱の規定に基づき既になされた交付申請に係る補助金の交付に関しては、同日後も、なおその効力を有する。

附 則

この要綱は、平成13年4月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、平成14年4月1日から施行する。

(要綱の失効)

2 この要綱は、平成17年3月31日限り、その効力を失う。ただし、同日以前にこの要綱の規定に基づき既になされた交付申請に係る補助金の交付に関しては、同日後も、なおその効力を有する。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、平成17年4月1日から施行する。

(要綱の失効)

2 この要綱は、平成20年3月31日限り、その効力を失う。ただし、同日以前にこの要綱の規定に基づき既になされた交付申請に係る補助金の交付に関しては、同日後も、なおその効力を有する。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、平成20年4月1日から施行する。

(要綱の失効)

2 この要綱は、平成23年3月31日限り、その効力を失う。ただし、同日以前にこの要綱の規定に基づき既になされた交付申請に係る補助金の交付に関しては、同日後も、なおその効力を有する。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、平成23年4月1日から施行する。

(要綱の失効)

2 この要綱は、平成26年3月31日限り、その効力を失う。ただし、同日以前にこの要綱の規定に基づき既になされた交付申請に係る補助金の交付に関しては、同日後も、なおその効力を有する。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、平成26年4月1日から施行する。

(要綱の失効)

2 この要綱は、平成29年3月31日限り、その効力を失う。ただし、同日以前にこの要綱の規定に基づき既になされた交付申請に係る補助金の交付に関しては、同日後も、なおその効力を有する。

附 則

この要綱は、平成27年1月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成29年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和6年4月1日から施行する。

別表（第3条関係）

補助対象事業の施行のため必要な補助事業者の附帯事務費

費 目	細 目		内 容	
	節	細 節		
附 帯 事務費	報酬		・ 用地買収交渉、土地物件等の評価及び登記事務に対する報酬	
	賃金		・ 補助対象事業に直接従事し、日々雇用される者（雇用契約により勤務する者をいう。）に対する賃金（退職手当を除く手当等を含む。）	
	社会保険料		・ 事業主負担の保険料	
	報償費		・ 用地買収における立会人の謝金等	
	旅費		・ 官公署等への連絡、工事の施工、監督、設計審査、工程協議、用地交渉、測量調査等に係る旅費	
	需用費	消耗品費		・ 事務用紙、事務ファイル、封筒等の文房具その他消耗品費
		燃料費		・ 事務所、自動車等に係る燃料費
		印刷製本費		・ 資料製本、図面等の印刷製本費
		光熱水費		・ 電気、水道、ガス等の使用料
		修繕料		・ 事務用備品、連絡用自転車等の修繕料
	役務費	通信運搬費		・ 郵便、インターネット使用料、電話料及び事務用物品の運搬費
		広告費		・ 用地買収補償等で新聞、雑誌その他に広告する場合の広告料等
		手数料		・ 土地等の鑑定、各種証明手数料等
		保険料		・ 自動車損害賠償保障法（昭和30年法律第97号）で定める自動車損害保険の契約に基づき支払われる保険料、事務所、事務所動産の火災保険料等
	委託料		・ 登記事務等の委託料	
使用料及び賃借料		・ 物品、駐車場、会議用会場等の使用料及び賃借料並びに有料道路通行料		

	備品購入費	事務用器具費	・机、椅子等の事務用器具類、工事監督用の作業衣等の購入費
		機械器具費	・工事監督用自動車等の購入費
	公課費	自動車重量税	・法律の規定に基づき自動車に課される税